

重要事項説明書

(介護保険)

令和6年6月1日現在

1. 事業者概要

事業者名称	一般財団法人 共愛会
主たる事務所の所在地	〒708-0332 岡山県苫田郡鏡野町吉原312番地
法人種別	一般財団法人
代表者の職・氏名	理事長 藤本宗平
電話番号	0868-54-0312
岡山県知事から指定を受けている事業所名称 (医療機関コード)	訪問看護ステーションあおぞら (岡山県3590005)
介護保険法令に基づき 岡山県知事から指定を受けている居宅介護 サービス種類	訪問看護

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーションあおぞら
指定番号	3363590005
所在地	〒708-0332 岡山県苫田郡鏡野町吉原306番地
電話番号	0868-54-4084
通常の事業の実施地域	津山市(旧津山市地域・旧久米町地域) 鏡野町(旧鏡野町地域・旧奥津町地域)・美咲町(旧中央町地域)

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	かかりつけの医師及び居宅介護支援専門員が、訪問看護の必要を認めた在宅療養者に対し、看護師等が訪問して看護サービスを提供する。 この事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の意志を尊重し、生活の質の確保を重視して、健康管理、全体的な日常生活動作の維持、回復をはかると共に、住み慣れた家庭や地域で療養できるように在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるよう総合的な生活の援助を行うことを目的とする。
運営方針	訪問看護事業の実施にあたっては、在宅医療・福祉のニーズを把握し、関係市町村の地域医療・保健・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。 事業者は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適時協議する。 緊急の出来事にも、24時間対応できる体制を整備する。

4. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の 従業者の職種	員数
看護師	3名以上
事務	若干名

5. 営業時間

営業日	月～土曜日 ただし祝日と年末年始(12月31日～1月3日)を除く
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで 緊急時は24時間365日対応

6. 訪問看護サービスの概要

訪問看護内容	① 病状・障害・全身状態の観察と指導 ② 在宅療養を継続するために必要な、医師の指示による医療処置 (人工呼吸器管理・指導、気管切開、I V H・胃瘻等の管理) ③ 褥瘡の予防・処置 ④ 体位交換・関節運動及び日常生活動作訓練等の在宅リハビリ テーション ⑤ カテーテル等の交換・管理 ⑥ ターミナルケア・認知症患者の看護 ⑦ 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の 世話、療養環境の整備 ⑧ その他療養生活・介護方法の指導・援助																																																																																																									
提供方法	① 訪問看護サービスの利用申込みがあった場合には、居宅介護 サービス計画表及び被保険者証により必要事項を確認する。 ② 業務の提供開始に際し、あらかじめ重要事項説明書等により 説明を行い、同意を得たうえで開始する。																																																																																																									
保険給付の適用	適用有り																																																																																																									
利用料金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="text-align: center;">負担額</th> <th style="text-align: center;">1割</th> <th style="text-align: center;">2割</th> <th style="text-align: center;">3割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 20分未満</td> <td style="text-align: right;">314円</td> <td style="text-align: right;">628円</td> <td style="text-align: right;">942円</td> <td style="text-align: right;">1,413円</td> </tr> <tr> <td>② 30分未満</td> <td style="text-align: right;">471円</td> <td style="text-align: right;">942円</td> <td style="text-align: right;">1,413円</td> <td style="text-align: right;">2,120円</td> </tr> <tr> <td>③ 30分以上60分未満</td> <td style="text-align: right;">823円</td> <td style="text-align: right;">1,646円</td> <td style="text-align: right;">2,469円</td> <td style="text-align: right;">3,703円</td> </tr> <tr> <td>④ 60分以上90分未満</td> <td style="text-align: right;">1,128円</td> <td style="text-align: right;">2,256円</td> <td style="text-align: right;">3,384円</td> <td style="text-align: right;">5,076円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※週に1回以上、20分以上の訪問看護を実施していること</p> <p>加算(1回につき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供体制強化加算Ⅰとして6円(12円(2割)18円(3割))を加算。 ・サービス提供体制強化加算Ⅱとして3円(6円(2割)9円(3割))を加算。 ・早朝(6:00~8:00)及び夜間(18:00~22:00)は、25% 深夜(22:00~6:00)は50%の加算。 特別管理加算の対象者に早朝、夜間、深夜に計画外の緊急訪問を行なった場合 で1月以内の2回目以降についても上記の加算が適用。 ・特別管理加算の対象者に訪問看護1時間以上1時間30分未満を行った後、 引き続きサービスを実施した場合300円(600円(2割)900円(3割))を加算。 ・複数名訪問加算として2名以上の看護師等が訪問看護を実施した場合加算。 30分未満 254円(508円(2割)762円(3割)) 30分以上 402円(804円(2割)1206円(3割)) ・中山間地域(ただし通常の実施地域外)に居住する利用者に訪問看護を実施した場合5%加算 ・退院時共同指導強化加算として、入院中もしくは入所中の対象者に、主治医等と 連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した 場合に初回の訪問看護の際に1回(特別管理を要する場合2回)に限り600円 (1,200円(2割)1,800円(3割))を加算 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">加算(1ヵ月につき)</th> <th style="text-align: center;">負担額</th> <th style="text-align: center;">1割</th> <th style="text-align: center;">2割</th> <th style="text-align: center;">3割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・緊急時訪問看護加算Ⅰ</td> <td style="text-align: right;">600円</td> <td style="text-align: right;">1,200円</td> <td style="text-align: right;">1,800円</td> <td style="text-align: right;">2,700円</td> </tr> <tr> <td>・緊急時訪問看護加算Ⅱ</td> <td style="text-align: right;">574円</td> <td style="text-align: right;">1,148円</td> <td style="text-align: right;">1,722円</td> <td style="text-align: right;">2,583円</td> </tr> <tr> <td>・特別管理加算Ⅰ</td> <td style="text-align: right;">500円</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> <td style="text-align: right;">1,500円</td> <td style="text-align: right;">2,250円</td> </tr> <tr> <td>・特別管理加算Ⅱ</td> <td style="text-align: right;">250円</td> <td style="text-align: right;">500円</td> <td style="text-align: right;">750円</td> <td style="text-align: right;">1,125円</td> </tr> <tr> <td>・初回加算Ⅰ</td> <td style="text-align: right;">350円</td> <td style="text-align: right;">700円</td> <td style="text-align: right;">1,050円</td> <td style="text-align: right;">1,575円</td> </tr> <tr> <td>・初回加算Ⅱ</td> <td style="text-align: right;">300円</td> <td style="text-align: right;">600円</td> <td style="text-align: right;">900円</td> <td style="text-align: right;">1,350円</td> </tr> <tr> <td>・訪問介護職員連携強化加算</td> <td style="text-align: right;">250円</td> <td style="text-align: right;">500円</td> <td style="text-align: right;">750円</td> <td style="text-align: right;">1,125円</td> </tr> <tr> <td>・専門管理加算</td> <td style="text-align: right;">250円</td> <td style="text-align: right;">500円</td> <td style="text-align: right;">750円</td> <td style="text-align: right;">1,125円</td> </tr> <tr> <td>・遠隔死亡診断補助加算</td> <td style="text-align: right;">150円</td> <td style="text-align: right;">300円</td> <td style="text-align: right;">450円</td> <td style="text-align: right;">675円</td> </tr> <tr> <td>・口腔連携強化加算</td> <td style="text-align: right;">50円</td> <td style="text-align: right;">100円</td> <td style="text-align: right;">150円</td> <td style="text-align: right;">225円</td> </tr> <tr> <td>・業務継続計画未策定減算</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">所定単位数の100分の1</td> </tr> <tr> <td>・高齢者虐待防止措置未実施減算</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">所定単位数の100分の1</td> </tr> <tr> <td>・看護体制強化加算Ⅰ</td> <td style="text-align: right;">500円</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> <td style="text-align: right;">1,500円</td> <td style="text-align: right;">2,250円</td> </tr> <tr> <td>・看護体制強化加算Ⅱ</td> <td style="text-align: right;">200円</td> <td style="text-align: right;">400円</td> <td style="text-align: right;">600円</td> <td style="text-align: right;">900円</td> </tr> <tr> <td>・ターミナルケア加算</td> <td style="text-align: right;">2,500円</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> <td style="text-align: right;">7,500円</td> <td style="text-align: right;">11,250円</td> </tr> </tbody> </table>		負担額	1割	2割	3割	① 20分未満	314円	628円	942円	1,413円	② 30分未満	471円	942円	1,413円	2,120円	③ 30分以上60分未満	823円	1,646円	2,469円	3,703円	④ 60分以上90分未満	1,128円	2,256円	3,384円	5,076円	加算(1ヵ月につき)	負担額	1割	2割	3割	・緊急時訪問看護加算Ⅰ	600円	1,200円	1,800円	2,700円	・緊急時訪問看護加算Ⅱ	574円	1,148円	1,722円	2,583円	・特別管理加算Ⅰ	500円	1,000円	1,500円	2,250円	・特別管理加算Ⅱ	250円	500円	750円	1,125円	・初回加算Ⅰ	350円	700円	1,050円	1,575円	・初回加算Ⅱ	300円	600円	900円	1,350円	・訪問介護職員連携強化加算	250円	500円	750円	1,125円	・専門管理加算	250円	500円	750円	1,125円	・遠隔死亡診断補助加算	150円	300円	450円	675円	・口腔連携強化加算	50円	100円	150円	225円	・業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1				・高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1				・看護体制強化加算Ⅰ	500円	1,000円	1,500円	2,250円	・看護体制強化加算Ⅱ	200円	400円	600円	900円	・ターミナルケア加算	2,500円	5,000円	7,500円	11,250円
	負担額	1割	2割	3割																																																																																																						
① 20分未満	314円	628円	942円	1,413円																																																																																																						
② 30分未満	471円	942円	1,413円	2,120円																																																																																																						
③ 30分以上60分未満	823円	1,646円	2,469円	3,703円																																																																																																						
④ 60分以上90分未満	1,128円	2,256円	3,384円	5,076円																																																																																																						
加算(1ヵ月につき)	負担額	1割	2割	3割																																																																																																						
・緊急時訪問看護加算Ⅰ	600円	1,200円	1,800円	2,700円																																																																																																						
・緊急時訪問看護加算Ⅱ	574円	1,148円	1,722円	2,583円																																																																																																						
・特別管理加算Ⅰ	500円	1,000円	1,500円	2,250円																																																																																																						
・特別管理加算Ⅱ	250円	500円	750円	1,125円																																																																																																						
・初回加算Ⅰ	350円	700円	1,050円	1,575円																																																																																																						
・初回加算Ⅱ	300円	600円	900円	1,350円																																																																																																						
・訪問介護職員連携強化加算	250円	500円	750円	1,125円																																																																																																						
・専門管理加算	250円	500円	750円	1,125円																																																																																																						
・遠隔死亡診断補助加算	150円	300円	450円	675円																																																																																																						
・口腔連携強化加算	50円	100円	150円	225円																																																																																																						
・業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1																																																																																																									
・高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1																																																																																																									
・看護体制強化加算Ⅰ	500円	1,000円	1,500円	2,250円																																																																																																						
・看護体制強化加算Ⅱ	200円	400円	600円	900円																																																																																																						
・ターミナルケア加算	2,500円	5,000円	7,500円	11,250円																																																																																																						

1 3. 身体的拘束等に関する事項

①利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行いません。
②身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 4. 第三者評価の実施状況

利用者アンケート調査意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	実施日	年	月	日
		結果の開示	1 あり	2 なし	
	2 なし				
第三者による評価の実施の状況	1 あり	実施日	年	月	日
		評価機関名称			
		結果の開示	1 あり	2 なし	
	2 なし				

1 5. 相談窓口および苦情対応

ご利用者相談窓口	ご利用時間	月曜～金曜（祝祭日及び12/31-1/3を除く） 8：30～17：30
	ご利用方法	電話 0868-54-4084 FAX 0868-54-4085
	担当者	塚本 晴美（つかもと はるみ）
	※市町村の介護保険担当窓口（月～金曜日8：30～17：15）及び 国民健康保険団体連合会（月～金曜日8：30～17：00）でも苦情の申立等ができます。 ・鏡野町総合福祉課（0868-54-2986） ・津山市高齢介護課（0868-32-2070） ・美咲町長寿しあわせ課（0868-66-1115） ・岡山県国民健康保険団体連合会110番（086-223-8811）	

1 6. 緊急時・事故発生時の対応方法

ご利用者の主治医及び家族・保険者（市町村）・居宅介護支援事業所への連絡を行い、医師の指示に従い必要な措置を行います。事故の状況及び事故に際して採った処置は、記録を残します。 また、訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。		
協力医療機関	医療機関の名称 所在地 電話番号 入院設備 救急指定の有無	一般財団法人共愛会 芳野病院 岡山県苫田郡鏡野町吉原312番地 0868-54-0312 有り 有り